

## 1 区委託パトロールの充実～24時間委託パトロールの実施～

### (1) 考え方

地域パトロールの実施については、昼間の時間帯は地域団体が行うことを基本とし、区の委託パトロールは地域団体による実施が困難な夜間を受け持つことを基本的な区のスタンスとしている。

ただ地域によっては地域団体によるパトロール体制が未整備の地域もあることや、不審者の出現などの非常時に子どもの登下校時間帯を含めた柔軟な対応を図るため、昼間の時間帯も区の委託パトロールを実施することとする。

### (2) 実施時間帯 24時間

### (3) パトロール台数

夜間（午後8時～午前5時） 安全・安心パトロールカー 2台

昼間（午前5時～午後8時） 安全・安心パトロールカー 1台

### (4) パトロール地点（平日の例）

午前5時～正午 資源ゴミの回収地点

周辺の防犯防火パトロールに加えて、資源ごみ回収地点では資源持ち去り行為の取り締まりおよび必要な指導を行う。

正午～午後8時 小中学校および児童関連施設

周辺の防犯防火パトロールに加えて、小中学校等周辺において不審者の有無の確認や子どもたちへの必要な声かけなどを行う。

午後8時～午前5時 区立公園および区立施設

周辺の防犯防火パトロールに加えて、区立公園・区立施設での不審者の有無の確認や青少年等への必要な声かけなどを行う。

## 2 地域団体が行うパトロールの支援

### (1) 考え方

地域団体によるパトロール体制の一層の充実を図るため、パトロール団体の登録制度を導入するとともに、当該登録団体に対する各種のパトロール支援事業を開始する。

### (2) 団体登録の要件

登録人数10人以上でその過半数が区内在住・在勤・在学の団体  
月1回または年間20回以上、継続的にパトロール活動を行う団体  
営利を目的としない団体

### (3)登録団体に対する支援策

#### パトロール用品の支給

登録団体の申請に基づき下記に掲げるパトロール用品を支給する。

- ・ジャンパー・夜光ベスト・夜光たすきのいずれか（登録人数分ただし最大20）
- ・防犯ブザー・ホイッスルのいずれか（登録人数分ただし最大20）
- ・誘導電灯（登録人数の半数ただし最大10）

#### ボランティア傷害保険の加入

登録団体が実施する地域パトロール中に発生した事故による怪我に対応するため、1団体あたり最大30名分のボランティア傷害保険に加入し、区が当該保険料を負担する。

#### 安全・安心パトロールカー地域貸出対象団体の拡大

これまで町会自治会・商店会・PTAに限っていた「安全・安心パトロールカー地域貸出事業」の対象団体を当該登録団体に拡大する。

#### 年末年始の専門警備員派遣

今年度実施を予定している、年末年始の専門警備員派遣事業の派遣対象団体を当該登録団体とする。

### 3 留意事項

上記に掲げる施策の実施にかかる経費については、平成16年区議会第三回定例会において補正予算案として審議中である。したがって当該予算案が区議会において可決されることが実施の条件となる。なお実施の際には、平成16年11月からの実施を目途とする。